

## 上関町要綱第16号

### 広島広域都市圏物産展等観光PRイベント出店事業者助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の観光宣伝、地場特産品の販路拡大等を通じて町の活性化を図るため、広島広域都市圏で開催される物産展等観光PRイベントに出店する者に対して、広島広域都市圏物産展等観光PRイベント出店事業者助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この助成金の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人若しくは事業者又は上関町内に住所を有し町長がこの助成金を交付することが適当と認める団体とする。

- (1) 上関町商工会に加盟している法人及び事業者又は経営指導を受けている法人及び事業者であること。
- (2) 上関町内に本社又は主たる事業所を有し、助成金の申請時において事業所所得の申告がある法人又は事業者であること。
- (3) 上関町内に本社又は主たる事業所を有し、助成金の申請時に納付期限の到来した町税並びに町の融資の償還について、滞納していない法人又は事業者であること。

2 前項の規定に関わらず、上関町暴力団排除条例(平成23年上関町条例第13号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第1号に該当する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有する法人、事業者又は団体は助成対象としない。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該年度内において広島広域都市圏で開催される公的機関又は公的機関に準ずると町長が認める地域の特産品等を販売する物産展等のイベントであること。
- (2) 会場で上関町のPR(上関町が貸与するのぼり旗や看板の設置、法被の着用又はパンフレットの配置等)ができること。
- (3) 当該物産展等のイベントが政治活動及び宗教活動を目的としていないものであること。
- (4) 町長が助成金を交付することが適当と認めるイベントであること。

(助成対象経費、助成率及び助成限度額)

第4条 助成金の対象経費、助成率は別表に定めるとおりとする。助成限度額は1回につき2万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、寄付金、協賛金又は他団体からの助成金の収入(以下「その他の収入」という。)がある場合において、その他の収入と前項の規定により算出した助成金の合計額が助成対象経費を超えるときは、助成対象経費からその他の収入を差し引いた額を助成金の限度とする。

3 前項の規定により算出した助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付回数)

第5条 この要綱に規定する助成金は、第2条に規定する法人、事業所又は団体に対して、同一事業者につき1年度当たり2回までとする。ただし、回数について町長が特別に認めた場合は、この限りではない。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする法人、事業所又は団体(以下「申請者」という。)は、当該イベントが開催される2週間前までに交付申請書(様式第1号)を町長へ提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

(申請自由の変更又は申請の取下げ)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた法人、事業者又は団体(以下「助成決定者」という。)は、その申請事項について変更又は申請を取り下げる必要が生じた場合は、速やかに変更・取下げ申請書(様式第3号)を町長へ提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請内容を審査した結果、既に決定した助成金の額の変更又は取下げを承認したときは、速やかに変更・取下げ決定通知書(様式第4号)によりその旨を助成決定者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成決定者は、助成対象事業が完了した日から換算して20日以内に実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 出店に要した経費を証明する領収書等の写し
- (2) 出店の事実を証明する写真
- (3) その他、町長が必要と認めるもの

(助成金の額の決定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、確定通知書(様式第6号)により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成決定者は、前条の規定により助成金の額の確定通知を受けたときは、助成金請求書(様式第7号)を町長へ提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、助成決定者が、偽りその他不正な手段により助成金の決定又は交付を受けたことが判明したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、返還を求めるものとする。

(イベントの中止又は一部中止の場合の措置)

第13条 気象条件又は天変地異等主催者の意志に基づかない不測の事態によりイベントの全部又は一部が中止となった場合において、前条の手続きにより交付決定がされた助成金のうち、主催者より返還された額を除き助成決定者において執行済みの経費については助成対象とすることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

助成対象経費			助成率
区分	内容		
1	出店料	主催者が定めた参加負担金及び出店料をいう。	1/2 以内
2	装飾料	主催者側に支払う出店料以外の小間の装飾費用をいう。	
3	借上料	出店会場で使用するための備品の借上料をいう。	
4	搬送料	出店物品の搬送費用をいう(自らが搬送する経費を除く。)	
5	交通費	ガソリン代、有料道路料金又は駐車料金の実費をいう。原則、上関町を起点として自家用車を利用する場合に限る。なお、ガソリン代は 30 円/km で算出するものとする。 (自動車の種別に関係なく 2 台分まで)	
6	その他	上記に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める経費	